時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の

時事新報

第三千百二十九號
明治廿四年九月九日　水曜日
舊曆辛卯八月七日　(戊戌)
日出午前五時二十分　日入午後五時五十七分
月出午前十時二十五分　月入午後八時五十分
滿潮午前八時三十八分　午後八時五十二分
(西曆一千八百九十一年)

時事新報の賣捌に付

此程より本社は府下の各新聞社と共に國會、東京朝日の兩社と共賣捌所を區別する事に決したるに此際各地の購讀者に對し種々の口實を設け甚しきは延着抔と申觸へて新報の購讀者に他新聞を配達するものある由なれば斯る際には御手數乍ら御一報ありたし速に御購讀の便路を開き可申候尤も斯る御通知を紙上に吹聽して暴々しく御迷惑相懸け候樣の事は本社の決して爲さゞる所此邊の御懸念無之樣願上候

時事新報配達掛

時事新報

外人日本を知らず

我輩が每度時事新報紙上に述べたる如く今日我日本國は歐米諸强國に對して常に我思ふ所を言ふ可らず我欲する所を爲す可らず是非曲直の分明なる場合にも兎角これを曖昧の間に葬り去て我國の眞面目を現はすに由なし畢竟するに彼我の民情風俗を殊にし宗旨世敎を殊にし文明の性質を殊にするが爲めなりとは雖も抑も又西洋人が我日本の事情を詳にせざるの一事與りて大に力あるや疑ふ可らず蓋し西洋人の多數は亞細亞洲に如何なる國々ありて之を支配するに如何なる政府あるやを知らず日本とは其中の一國なる歟又は他國の屬地なる歟これを知らず又これを知ることをも勉めず凡俗社會は去り稍や敎育ある中等以上の人にても日本の文明は何の邊にまで達して其政治敎育學問技術等の有樣は如何なる歟を之を明にせんことを勉むる者は甚だ少なく我輩の交際談話の節次たまく日本の事に及ぶことあれば或る屈斯る國名は曾て人の言に聞き新聞紙に見たることありと云ふもあり云はざるもある位のことにして之を要するに西洋國人は今日尚未だ日本あるを知らずと斷言して不可なきが如し既に之を知らざれば其國の事に就て極めて冷淡なるも亦怪むに足らず例へば彼の有名なる條約改正論の如き日本に於てこそ無二の重要事件なれども西洋諸國中には之に耳を傾くる者さへ少し試に彼國人に向て我に法權を返す可し治外法權を撤去す可しなど喋々することあるも先方は馬耳東風にして利害得失に論なく恬として殆んど感覺なきもの々如し左ればとて其無感覺を憤りて之を咎むる事に至ては[illegible]くして唯徒に我愚を世間に公にするに止る可きのみ英國會社に在る社友某氏より此頃達したる手紙中に左の一節あり以て歐米人が我日本の事に付き如何に[illegible]するかを推するに足る可し

小生の知人に某と云へる英人あり十六箇年の間日本に[illegible]して[illegible]もあり[illegible]へは平生デイリイグラフヽクに日本の各所古跡風俗人情の圖畫を[illegible]し二時間の[illegible]に二、三ギニイ(廿三磅)の[illegible]を[illegible]ることあり[illegible]れば氏は其圖解の說明中大津と云へる文字の下に附註して此處にて露國皇太子暴〇〇〇〇〇〇〇たれたりとの數字を加へて再び寄送せしに今度は直に五ギニイと相成り翌日の紙上に鮮明なる松の繪を掲げ僅かなど聊かにても外國との關係あるにあらざれば所詮歐米人の日本に注意致候事は六かしき事と存候云々

狹き日本に蟄伏すればこそ唐崎の松とし聞けば誰も知らざる者なきが如く思ふなれども外國の人民までが同じ樣に日本の名木を評判するならん抔と考ふるは大なる過ありグラフヽク記者が始め單に唐崎の松と題したる畫を退け其後同じ畫に露國皇太子云々の數文字を附したるが爲めに直に之を紙上に掲載することを承諾したるはよく其購讀者たる歐米人の心情を料りたる者にて新聞事業に拔目なき處置と謂ふ可し抑も今日の如く外人が日本の事に不案內なる間は日本人が如何に力を盡して國權を擴張せんと欲するも到底徒勞に屬せざるを得ず往年西洋人の始て我國に來て交際を求めたる際には日本人は未だ外國の事情を知らず、之を知らざるが故に一筋に西洋人を嫌惡し彼我强弱の如何をも辨せず大膽にも兵力を以て之を國外に退拂はんと迄なしたることあり當時日本の資力又武備の有樣を以て西洋諸國に比すれは其不均合なること恰も大八車を以て汽車と競走せんとするに異ならず攘夷家の無謀も亦甚だしと云ふ可し然るに今や攘夷の沙汰も止むと同時に我文物武備の進步は世界中未曾有の新事例とも稱す可き程のものあれども唯如何せん外國人にして我國の眞面目を觀る者少なきと又一方には我國人が攘夷の暴手段を止めながらも昔夢未だ全く醒めずして國を開くの果斷に乏しく動もすれば退守自衛の陋論を再演せんとする者あると此二樣の事情は我國の前途に横はる所の憂あり左なきだに己の知らざる者を輕んずるは人情の常なるに故さらに自ら退て人の知らざる處に愚痴を鳴らすとは俗に云ふ陰辨慶にして他の侮りを免かれんとするも得べからず外交の方便は區々實々にして我れに一尺の物あれば之を一尺五寸にも示すこそ其秘訣にして又國民の至情なる可きに今の日本は之に反して實際一尺の物を五寸に評せらるゝことさへなきに非ず立國の不利これより大なるはなし左れば今日の要は我國情を外國人の目前に披露して世界中に日本國の名聲を實るの一事に在り其手段樣々なる中にも國中に外國の語學を勸むる事、外國人を國內に誘引する事、航海を盛にする事、海外の旅行移住を獎勵する事等は手段中の有力なるものなる可し其細論は之を他日に讓る

官報

○農商務省訓令第三十九號

明治二十三年二月農商務省訓令第八號森林經費科目表中[illegible]大林區署[illegible]俸給ノ項奏任俸給ノ目中[illegible]ヲ[illegible]ニ改ム

明治二十四年九月八日

○區會條例追加ノ件市制第百二十一條ニ依リ內務大臣ノ許可ヲ受ケ左ノ通之ヲ定ム

明治二十四年九月八日

東京府知事富田鐵之助

東京市條例第二號

區會條例ニ左ノ一條ヲ追加ス

第三條　區會ハ議員半數以上出席スルニ非サレハ議決スルコトヲ得ス但同一ノ議件ニ付招集再回ニ至ルモ議員猶其半數ニ滿タサルトキハ此限ニ在ラス

元第三條ヲ第四條トシ「會議ハ」ノ下ニ「前條ヲ除クノ外」ノ七字ヲ加フ

東京市條例第一號區會條例(明治二十二年七月八日)抄錄

第三條　會議ハ市會ノ例ヲ適用ス

雜報

○日本の漁夫、朝鮮の漁民と鬪ふて三人を斬る　朝鮮濟州嶋に往漁する我日本の漁夫は是迄屢々該嶋の漁民と爭鬪して互に怪我人も有りし事なるが今回又々爭鬪を惹起せしものと見え客月廿八日京城發の報に「此度濟州の漁民と我漁夫の間に爭鬪を生じ彼我の間に四十餘名の死傷者ありたりとの事朝鮮官吏の許まで報道ありたる由なれ共事の詳細は未だ分明ならず」とありしが又同府發の別報に「近頃濟州嶋民三名は又々日本漁民の爲に殺害せられたる由あるを以て其事實を聞合せしに抑も今回の事件も亦例の奸吏の陰謀に出でたるものにて自嶋の愚民を煽動し牧使に强訴するに日本漁夫放逐の議を以てせしが初の程は牧使も其策の不理を說諭したれども彼等は營門備付の戎器借用の儀を願ふて息まず素より牧使も奸吏と同腹なれば遂に銃砲刀劍の類を貸與したり是に於て數多の暴民はいよく勇み立ち隊伍を整へ各沿海の日本漁夫を打拂はんとて先づ州域の海邊に漂ふ我漁舟を目掛け恰も海軍戰爭を始めたるもの〻如く砲擊を發して進擊せしかば我漁夫は之に應じて防禦に必死の力を盡す內、三人を斬り斃したる勢に彼等は辟易して散々に逃げ失たるを以て我漁民中には幸に格別の負傷も無かりし樣子なり蓋し事の發起なれば牧使も常に之に與みし共に敎唆者となりて斯る暴擧に及び我漁民は正當防禦の爲に彼等を殺害したる譯なり然るに右牧使は斯る事情あるにも拘はらず我漁民を誣ひ朝鮮政府へ上申したるよし初は聞く所に據れば今回の事件に就て全嶋民は右三人の殺されたるを拍手喝采し牧使まで斬り付けなば愉快ならしならんと唱ふるもの〻如し如何んとなれば兼て述ぶる如く全嶋中專權を極むる姦吏四人あり俸給の代に公然賄賂を職とする例なれば其壓制甚しく三、四、五月の頃に至れば常に人民に米穀等を貸し付け全嶋の海陸產は必ず己れの一手を經ざれば他に販賣し或は輸出するを許さず而して己れの貸す者は高價に貸し、買ふものは只取り同樣なる全嶋民も姦吏の貪濫究り無きに堪へず屢々民擾を惹起したる事あり韓政府が我邦人の往漁を拒むに汲々たるも全嶋民の希望に非ず全く二三官吏の姦計に出でしものありと云ふ」とあり記して後報の來着を待つ

○朝鮮京城通信（八月廿八日發）

王妃の病氣全快　の事は前便に報じたりしが二三日前王城內に於て、全快の祝宴を催したりと云ふ

大院君の病狀　は[illegible]りたる事なし故人日本醫師に診察せしめん事を勸めたる由なれども若病あれば如何とも[illegible]し[illegible]せて[illegible]

ならんと云ふ又同君は
ふ時なしとの事なり
露公使歸國　先般交代した
る二十六日仁川に向け出
にて長崎へ赴くならんと云
閔泳翌氏　議會判書閔泳翌
日月を消費し居る事なら
あり其意見も隨分行はれ
へ往復する使者も常に絕え
を呼び來れどの命ありて
說あれども甚だ信じ難し如
翌氏とは事の行き掛りより
人の知る處なれば今日同氏
のにあらざれば或り同氏は
れたりとの事なれば或は其
事府は王親外戚の府にして
等の任せらるゝ職なりと云
京城釜山間の電信開通
不通なりし當地釜山間の電
するに至りたり
上元及第者の徘徊　當國は
し科擧の制あり其始めは
三個年每に擧行し一千人
りしが近時は弊害百出應
賂を賄りて及第し三年一回
場あるに至り應擧者より
充つるに至り今は全く昔
既に三回の開場ありて及
餘名、上元及第三十名あ
入るを得るものにして我
位のものなり近頃及第者
にて從者五七人を引連れ
りする爲め斯くは徘徊す
商況　當五錢相場三割三分
迄引下げたる爲め物品の
一貫文にて買ひ得たる品
貴したるの勘定なり久し
あれば韓人の出足も隨分
れば皆手を引くの模樣な
もの多し日本の登を稱す
に至りて貸金を返納せら
あからずとて我商人は頻
の節に間もなき今日斯る
事件元山津在留我商人よ
損害要償の事は本年二月
たる由は其頃の東京各紙
あるが右委員たる元山津
の兩氏は五六日前上京し
より未だ公使への訓令あ
ざる旨にて如何ともする
し昨日仁川へ向け出發し
武官の交任　陸軍駐在官
に付其後任[illegible]
郵便　當居留地郵便局は
に郵便[illegible]の[illegible]に止
[illegible]